⑵　開札時に、平成27・28年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」又は「鋼橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数がＰＣ橋上部工工事にあっては1,150点以上、鋼橋上部工工事にあっては1,100点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数がＰＣ橋上部工工事にあっては1,150点以上、鋼橋上部工工事にあっては1,100点以上であること。）。又は、この条件を満たす２社で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　施工実績　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

㋐　同種工事（下記ａ）又はｂ）を必要とする。）

ａ）道路橋の上部構造を、1,700㎡以上プレキャストＰＣ床版により新設又は取替した工事

ｂ）道路橋の上部構造を、1,700㎡以上プレキャストセグメント工法により新設又は取替した工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑類似工事の施工実績を有すること。

㋑　類似工事（下記ａ）又はｂ）を必要とする。）

ａ）道路橋の上部構造を、800㎡以上プレキャストＰＣ床版により新設又は取替した工事

ｂ）道路橋の上部構造を、800㎡以上プレキャストセグメント工法により新設又は取替した工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成13年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事

ａ）道路橋の上部構造を800㎡以上プレキャストＰＣ床版により新設又は取替した工事

ｂ）道路橋の上部構造を800㎡以上プレキャストセグメント工法により新設又は取替した工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㋐　管理技術者　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）（但し、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ当該業務に該当する部門に４年以上従事していること）、総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計又はメンテナンス）、上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計、メンテナンス又は橋梁）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート、設計、メンテナンス又は橋梁））

㋑　照査技術者　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）（但し、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ当該業務に該当する部門に４年以上従事していること）、総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計又はメンテナンス）、上級土木技術者（鋼・コンクリート、設計、メンテナンス又は橋梁）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート、設計、メンテナンス又は橋梁））

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑸　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域２」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。